

令和6年度

監 査 報 告 書

定 期 監 査
財政援助団体等監査

名 寄 市 監 査 委 員

名 監 査 第 19 号
令和 7 年 2 月 19 日

名 寄 市 長	加 藤 剛 士 様
名 寄 市 議 会 議 長	山 田 典 幸 様
名 寄 市 農 業 委 員 会 会 長	沼 田 清 憲 様

名 寄 市 監 査 委 員	岡 川 進
名 寄 市 監 査 委 員	佐 藤 靖

令和 6 年度監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、令和 6 年度監査の結果に関する報告書を提出します。

目 次

【定期監査】

1	監査の種類	1
2	監査の対象範囲及び対象期間	1
3	監査の期間	1
4	監査の方法	1
5	監査の実施方針及び着眼点	1
6	実施状況	1
7	監査の結果	2

【財政援助団体等監査】

1	監査の種類	5
2	監査の選定理由	5
3	監査の対象範囲	5
4	監査の期間	5
5	監査の方法	5
6	監査の実施方針及び着眼点	5
7	実施状況	7
8	監査の結果	7

むすび	8
-----	---

定 期 監 査

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく財務監査（定期監査）

2 監査の対象範囲及び対象期間

監査の対象部課		対象範囲	監査の対象期間(注)
総 務 部	総 務 課	所管する事務	令和 5 年度
総合政策部	交流推進課	所管する事務	
市 民 部	地域住民課	所管する事務	
議 会 事 務 局		所管する事務	
農 業 委 員 会		所管する事務	

(注) 監査の必要があると認めたときは、現年度（令和 6 年度）の事務を対象とすることとした。

3 監査の期間

令和 6 年 10 月 30 日から令和 7 年 1 月 28 日まで

4 監査の方法

監査対象部局長に対して関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じた実査と関係職員に対する質問、また通査により監査を実施した。

5 監査の実施方針及び着眼点

(1) 実施方針

令和 6 年度名寄市年間監査計画を踏まえ、本市における事務事業のリスクを考慮し、所掌事務及び財務事務について監査の対象として選定し、それらの事務事業が法令等に適合し適正かつ適切に執行されているか。また、市民サービスの向上に努めているかなど行政監査の着眼点も含めて監査を実施する。（令和 6 年度財務監査（定期監査）実施計画（令和 6 年 10 月 10 日名寄市監査委員決定））

(2) 着眼点

地方自治法第 2 条第 14 項の趣旨を主眼に、全国都市監査委員会発行「監査手帳 別項 監査等の着眼点」の「第 1 財務事務監査の着眼点」及び「第 4 行政監査の着眼点」を準用し、監査を実施した。

6 実施状況

監査対象部課		監査実施通知日	実査日	面接実施日
総 務 部	総 務 課	令和 6 年 10 月 30 日		

監査対象部課		監査実施通知日	実査日	面接実施日
総合政策部	交流推進課	令和6年 10月30日		
市民部	地域住民課	令和6年 10月30日	令和7年 1月14日	
議会事務局		令和6年 10月30日		
農業委員会		令和6年 10月30日		令和7年 1月28日

7 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象とした事務事業はおおむね適正に処理されていると認められた。しかし、一部の事務処理において軽微な錯誤等が認められた。これらの錯誤等については、面接実施時において口頭により又は文書により是正等の対応を求めた。

なお、監査の対象とした事務事業の執行において留意及び措置が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領（令和2年監査委員訓令第2号）」（2～3頁「指摘事項等の処理区分」参照）に従って記載する。

また、指摘事項等に該当するものではないが、監査において認識された課題等について、所感と要望として付記した。

指摘事項等の処理区分	
(1) 指摘事項（指導的事項を含む。）	
ア	改善（是正すべきもの）
	(ア) 法令等に違反するもの
	(イ) 公金の支出、契約又は財産管理に適正を欠くもの
	(ウ) 効率性、経済性又は有効性を欠くもの
	(エ) 故意又は過失により損害を与えたもの
	(オ) リスク（組織目的を阻害する要因をいう。以下同じ。）に対する措置が講じられていないもの
	(カ) その他、監査委員が、改善が必要と認めるもの
	イ 検討
	(ア) 法令には違反しないが、リスクの発現を低い水準に抑えることができていない等検討を要するもの
	(イ) リスクへの対応に各部局間の調整等が必要なもの
	(ウ) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討が必要なもの
(2) 注意	
ア	軽易な誤り及び留意すべき事項であるもの
	イ 指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの
(3) 勧告（地方自治法第199条第11項及び名寄市監査基準第16条第2項に規定する勧告）	
ア	第1号アの規定のうち、特に重大なもの
	イ 第1号アの規定のうち、著しく経済性、効率性又は有効性を欠くもの
	ウ 第1号ア又はイの規定のうち、至急改善を要するもの
	エ 第1号ア又はイの規定のうち、未措置であるもの又はリスクに対し措置を講じないもの
	オ その他監査委員が勧告相当と認めるもの

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総務部 総務課

ア 監査の対象範囲

所管する事務

イ 把握した事項

庁舎維持管理にかかる委託料の関係書類を確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(2) 総合政策部 交流推進課

ア 監査の対象範囲

所管する事務

イ 把握した事項

(ア) 名寄日台親善協会補助金支出にかかる関係書類を確認した。

(イ) 都市交流実行委員会補助金支出にかかる関係書類を確認した。

ウ 監査の結果

【注意】ーイ

所管する補助金交付事務において、関係書類の確認不足により記載内容の誤りが認められた。申請団体への指導及び確認等徹底し、適正な補助金の交付事務に留意されたい。

(3) 市民部 地域住民課

ア 監査の対象範囲

所管する事務

イ 実査の状況

実査場所 市民部地域住民課

名寄市風連町西町196番地1 名寄市役所（風連庁舎）

ウ 把握した事項

現金の管理状況について確認した。

エ 監査の結果

指摘事項なし。

(4) 議会事務局

ア 監査の対象範囲

所管する事務

イ 把握した事項

政務活動費にかかる支出関係書類について確認した。

ウ 監査の結果

指摘事項なし。

(5) 農業委員会

ア 監査の対象範囲

所管する事務

イ 把握した事項

関係法令に基づく書類について確認した。

ウ 監査の結果

【注意】一イ

農地法に基づく事務処理において書類の不備等が多々みられた。また、平成 30 年度定期監査にかかる面接監査時での注意事項について、改善されていない処理がみられたため、改めて法令に基づく適正な事務処理がなされるよう確認の徹底に努められたい。

以 上

財政援助団体等監査

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査の選定理由

例月出納検査及び財務監査並びに過去の監査状況等を総合的に勘案し、補助金等の交付事務及び補助事業者等の事業の履行に着目のうえ、監査の対象範囲を決定した。監査の対象年度は令和 5 年度とした。

3 監査の対象範囲

(1) 財政援助団体等監査

監査対象団体	対象補助金等	監査対象部課
名寄市町内会	名寄市町内会自治活動交付金	総合政策部（地域課題担当）

(2) 公の施設の指定管理者

指定管理者	管理施設名	監査対象部課
NPO 法人なよろ観光まちづくり協会	駅前交流プラザ「よろーな」	経済部産業振興室 産業振興課

4 監査の期間

令和 6 年 10 月 30 日から令和 7 年 2 月 1 日まで

5 監査の方法

所管する部課及び財政援助団体並びに指定管理者に対し関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じて実査、関係職員等へ質問、また通査により監査を実施した。

6 監査の実施方針及び着眼点

(1) 実施方針

令和 6 年度名寄市年間監査計画を踏まえ、市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体等」という。）に対し交付した補助金等が目的に沿い適正かつ効率的に執行されているか、また、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査する。（令和 6 年度財政援助団体等監査実施計画（令和 6 年 10 月 10 日名寄市監査委員決定）に基づき定めた実施方針）

(2) 着眼点

ア 財政援助団体等監査

【所管部課関係】

（ア）補助金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。

（イ）補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

- (ウ) 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- (エ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (オ) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (キ) 補助金等の交付目的や効果等から照らして、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

【団体関係】

- (ア) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (イ) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助事業以外に流用されていないか。
- (エ) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- (カ) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (キ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- (ク) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

イ 公の施設の指定管理者監査

【所管部課関係】

- (ア) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- (イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (ウ) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (エ) 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。
- (オ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- (カ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (キ) 指定管理者に対して適宜かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (ク) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

【指定管理者関係】

- (ア) 施設は関係法、条例等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ウ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (エ) 利用促進のための努力はなされているか。
- (オ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- (カ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (キ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- (ク) 指定管理者に対して適宜かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

7 実施状況

監査対象部課等	監査実施 通知日	実査日	面接実施日
総合政策部（地域課題担当） （財政援助団体）	令和 6 年 10 月 11 日		
経済部産業振興室産業振興課 （公の施設の指定管理者）		令和 7 年 1 月 14 日	令和 7 年 1 月 14 日

8 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象とした事務事業はおおむね適正に処理されていると認められた。一部の事務処理において認められた軽微な錯誤等については、面接実施時において口頭により又は文書により是正等の対応を求めた。なお、監査の対象とした事務事業の執行において留意及び措置が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領（令和 2 年監査委員訓令第 2 号）」（2～3 頁「指摘事項等の処理区分」参照）に従って記載する。

監査の結果は次のとおりである。

（1）財政援助団体

ア 名寄市町内会

補助事業名 名寄市町内会自治活動交付金

イ 補助金交付額 12,580,200 円

ウ 把握した事項

（ア）各町内会の事業内容について確認した。

（イ）交付金交付申請書は令和 5 年 5 月末日までに提出され、同年 6 月 23 日に補助金等交付決定がなされ、同年 6 月 27 日に交付されていた。

（関係法令・例規類等）

名寄市町内会自治活動交付金交付規則（平成 18 年 3 月 27 日規則第 26 号）

エ 監査の結果

【改善】-ア-所管部課関係（ア）

交付金交付決定において、「名寄市補助金等交付規則」で定める様式で通知されていた。「名寄市町内会自治活動交付金交付規則」にて決定まで完結できるよう規定の整備を求める。

オ 所感と要望

町内会は「市民と行政の協同のまちづくり」を基本に、地域住民とのコミュニティ活動を行う重要な役割を果たしており、各町内会による主体的な活動運営においては、未加入世帯の増加や役員の担い手不足などの継続した課題があり、維持していくことが懸念される。課題解決に向け、行政や関係団体等とのより一層の連携を望む。

（2）公の施設の指定管理者

ア 指定管理者及び対象施設

NP0 法人なよろ観光まちづくり協会

対象施設 駅前交流プラザ「よろーな」

イ 把握した事項

（ア）指定管理基本協定書及び年度協定書について確認した。

- (イ) 事業計画書及び実績報告書の内容について確認した。
- (ウ) 指定管理施設にかかる会計の内容について確認した。
- (エ) 施設の利用状況及び管理運営状況について確認したところ、エントランスホール内での物産販売等にかかる利用料について、関係法令に基づいた整理がされているのか確認した。

(根拠法令)

駅前交流プラザ「よろ一な」条例（平成 24 年 12 月 21 日条例第 35 号）

駅前交流プラザ「よろ一な」条例施行規則（平成 25 年 3 月 12 日規則第 5 号）

駅前交流プラザ「よろ一な」事務所貸付規則（平成 28 年 3 月 28 日規則第 17 号）

名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年 3 月 27 日条例第 74 号）

ウ 監査の結果

【改善】-イ-指定管理者関係（オ）

利用料金の取扱いについて、減免にかかる書類の不備が見受けられた。

また、指定管理者において、事業計画に基づく事業実施のために使用する施設利用料及び事業収入の会計処理に整合性がとられていなかったため、協定書及び法令等に基づいた処理となるよう是正されたい。その他、申請書類への記載内容不備により、利用内容が不明瞭なものがあつた。利用料金の徴収誤りの要因となり得るため、書類確認の徹底及び適正な事務処理の指導に努められたい。

エ 所感と要望

施設管理については、利用しやすい環境を維持できるよう、適正な管理に努められ、本施設を拠点に、市街地へ人が流れていくよう、また、施設の有効活用に向けた利用促進及び施設の設置目的が果たされる創意工夫が図られるよう期待する。

以 上

(むすび)

令和 6 年度の定期監査にあたっての意見は上記のとおりであり、いずれの監査対象ともおおむね適正な事務処理がされていたが、一部改善を要する事項が確認された。

適正な事務の執行には、地方自治法をはじめとした関係法令や各種事務マニュアルに対する職員一人一人の知識の習得、理解が不可欠である。

本報告書における指摘事項などを各担当においても同様の事案がないか点検するとともに、決裁を行う過程等での複数人でのチェック体制、前例踏襲によらない業務手順等の見直しを行うなど、誤りが起こらないよう未然防止に努めていただきたい。

また、デジタル化への進展及び社会情勢の変化に対応していくため、改めて地方自治法の原則に則り、組織として業務改善等に取り組み、市民から信頼される適正な事務の定着を望む。